

令和6年4月1日から 障害者差別解消法が変わります

平成28年より施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」においては、障がい者を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否する「不当な差別的取扱い」が禁止されていますが、令和6年4月1日から社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が「行政機関等」「事業者」ともに義務化されます。

不当な差別的取扱いを受けた場合、あるいは合理的配慮の提供を受けられなかった場合などについて相談をしたい方は、左記の窓口までご連絡ください。

【問い合わせ・相談窓口】

- ・保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111
- ・障がい者が暮らしやすい
地域づくり委員会
(北海道渡島総合振興局
社会福祉課)
☎0138-47-9537

×不当な差別的取扱いの例

- ・障がいを理由に窓口対応を拒絶する。
- ・「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する など

○合理的配慮の例

- ・障がい者専用の駐車スペースを入口近くに設ける。
- ・知的障がい者に、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける。
- ・聴覚障がい者に筆談で対応する。
- ・視覚障がい者にわかるよう、書類を読み上げる。など

詳しくは、内閣府HPを
ご確認ください。



内閣府HP

「世界自閉症啓発デー」 「発達障がい啓発週間」

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。また、日本では、毎年4月2日から8日までの期間を『発達障がい啓発週間』としています。自閉症などの発達障がいへの理解を深める機会とし、地域全体で共にくらしやすいまちづくりを目指しましょう。

この日、世界中のランドマークが、啓発デーのイメージカラーであるブルーにライトアップされます。

【関連イベント】
「世界自閉症啓発デー
in Hakodate2024」



実行委員会HP

【問い合わせ先】

- 保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

旧優生保護法に関する 一時金支給について

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。



北海道HP

詳しい内容については北海道HPをご覧ください。

一時金の請求を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにてご案内しますので、左記に問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 北海道保健福祉部
子ども政策企画課内
相談支援センター
☎0120-031-711
- ※土日祝日を除く
午前8時45分～
午後5時30分

不妊治療費等を 助成しています

町では、令和5年4月1日以降に治療を開始した不妊治療費及び交通費の一部を助成しています。詳しくは町HPをご覧ください。



町HP

【問い合わせ先】

- 保健福祉課健康推進係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111